

看護師養成所管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第35号

看護師養成所管理運営規則の一部を改正する規則

看護師養成所管理運営規則（昭和45年岩手県規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前

別表（第5条、第17条関係）

教育内容		単位数	
基礎分野	[略]	13	
専門基礎分野	人体の構造と機能	15	
	[略]		
	[略]		
専門分野Ⅰ	基礎看護学	10	
	臨地実習 基礎看護学	3	
専門分野Ⅱ	成人看護学	6	
	老年看護学	4	
	小児看護学	4	
	母性看護学	4	
	精神看護学	4	
	臨地実習	成人看護学	6
		老年看護学	4
		小児看護学	4
		母性看護学	2
		精神看護学	2
統合分野	在宅看護論	4	
	看護の統合と実践	4	
	臨地実習	在宅看護論	2
		看護の統合と実践	2
合計		97	

備考1 授業科目及び授業科目ごとの単位数については、
学院長が別に定め、3,000時間の講義等を行うものとする。

2 各授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

改正後

別表（第5条、第17条関係）

教育内容		単位数
基礎分野	[略]	14
専門基礎分野	人体の構造と機能	16
	[略]	
	[略]	
専門分野	基礎看護学	11
	地域・在宅看護論	6
	成人看護学	6
	老年看護学	4
	小児看護学	4
	母性看護学	4
	精神看護学	4
	看護の統合と実践	4
	臨地実習	23
	基礎看護学	3
	地域・在宅看護論	2
	成人看護学	4
	老年看護学	
	小児看護学	2
	母性看護学	2
	精神看護学	2
	看護の統合と実践	2
	学院長が別に定める教育内容	6
合計		102

備考1 授業科目及び授業科目ごとの単位数については、
学院長が別に定めるものとする。

2 各授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。 (2) <u>演習については、30時間の演習をもって1単位とする。</u> (3) 実験、実習及び実技については、45時間の実験、実習又は実技をもって1単位とする。	(1) 講義<u>及び演習</u>については、15時間から30時間までの範囲内で学院長が別に定める時間の講義又は<u>演習</u>をもって1単位とする。 (2) 実験、実習及び実技については、<u>30時間から45時間までの範囲内</u>で学院長が別に定める時間の実験、実習又は実技をもって1単位とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。